

# 財産調査センターの活用

## 財産調査補助業務

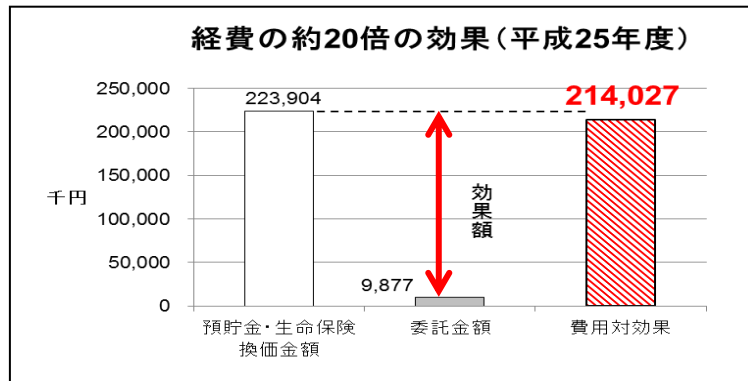
市では、税を納期限内に納付された方との公平性を確保するため、滞納者に対しては預貯金や生命保険契約等の財産調査を行い、財産が判明した場合には差押を行う等、厳正な滞納処分に取り組んでいる。

財産調査のための照会を行う際の事務作業部分を補助業務として、業者に委託している。（財産調査センター）  
これにより、各市税事務所に分散していた預貯金などの調査のうち、事務作業を集中的に行うことで業務の効率化が図られている。

### 今年度の要求のポイント①

1. 調査人数の拡大  
7,000件⇒最大10,000件

【参考(昨年度)】



### 今年度の要求のポイント②

2. 相続関係説明図作成補助業務の追加

【参考(昨年度)】

死亡者課税の打替えによる徴収(平成25年度実施分)

実施件数	12件
滞納金額	¥9,280,300

差押件数	14件
取立金額	¥103,430
納付金額(交渉)	¥2,961,900
納付金額(分納)	¥601,200
合計	¥3,666,544

- ◆死亡者課税の滞納金額の約40%を徴収
- ◆徴収の公平性の確保

差押件数が実施件数を上回っているのは、差押は相続人単位で行っているため。